

令和8年度 緑が丘小学校いじめ防止基本方針

三木市立緑が丘小学校

1 基本方針について

本校は「自ら学び考え 心豊かに たくましく生きる子の育成」の学校教育目標のもと、一人一人の児童の実態を的確に理解し、家庭や地域との連携を密にしながら人間的なふれあいに基づく指導をより充実させるとともに、全教育活動を通して児童の自主性・主体性の育成に努めている。

重要課題となっているいじめについては、いじめは許されない行為であるということを毅然とした態度で示すとともに、学校・家庭・地域が連携を密にし、その未然防止、早期発見、早期対応に努め、いじめを認知した場合は見逃さず、適切かつ速やかに解決するために「いじめ防止基本方針」を策定し、取り組みをさらに強化していく。

2 いじめへの対応について

(1) いじめ問題に関する基本的認識

・「いじめ」の定義について（いじめ防止対策推進法 平成25年5月）

2015（平成27）年7月に岩手県矢巾町で発生したいじめを原因とする中学生の自殺事件を受けて、文科省は、集計中だった14（同26）年度「問題行動調査」のいじめの項目を再調査するよう、全国の教育委員会に指示。その結果、いじめの認知件数が当初より約3万件も増えた他、児童生徒1,000人当たりのいじめ認知件数で、最多の京都府と最少の佐賀県の間には30.5倍の違いが出るなど、都道府県間のいじめ認知件数の違いが大きいことも、改めて問題となった。

再調査でいじめの認知件数が増えたのは、当初は報告しなかった解決済みの事案などを加えたことが、主な理由であるが、背景には、「いじめの定義」やその解釈をめぐる問題もあるといわれています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

・いじめは、重大な「人権侵害」であり、時には「犯罪」となりうる行為であるとの認識を持つ。

・いじめの指導にあたっては、いじめは許されない行為であるということを毅然とした態度で示すとともに、いじめを傍観する行為もいじめの行為と同様に許されない行為であるという姿勢で臨む。

(2) いじめの未然防止

- ・いじめは、どこの学校でも起こりうるとの認識のもと、県教育委員会・三木市教育委員会が作成した「いじめ対応マニュアル」を活用し、子どもの小さなサインも見逃さないよう、学校・家庭・地域が一体となり日々未然防止及び早期発見、早期対応に努める。
- ・当事者となる子ども自身が、いじめを起こさせない・許さない仲間づくり、学校づくりをめざし、自主的・実践的な活動を展開し、いじめ未然防止の大きな力とする。
- ・道徳等の授業を活用し、「いじめの構造」について発達段階に合わせて学習させ、観衆や傍観者にならない取組を教育課程全体で進めていく。
- ・「ネットいじめ」についても他のいじめと異なるものではなく、決して許されるものではないとの認識を持ち、日頃から情報モラル教育を全教育課程で行う指導を充実させる。

(3) いじめの早期発見

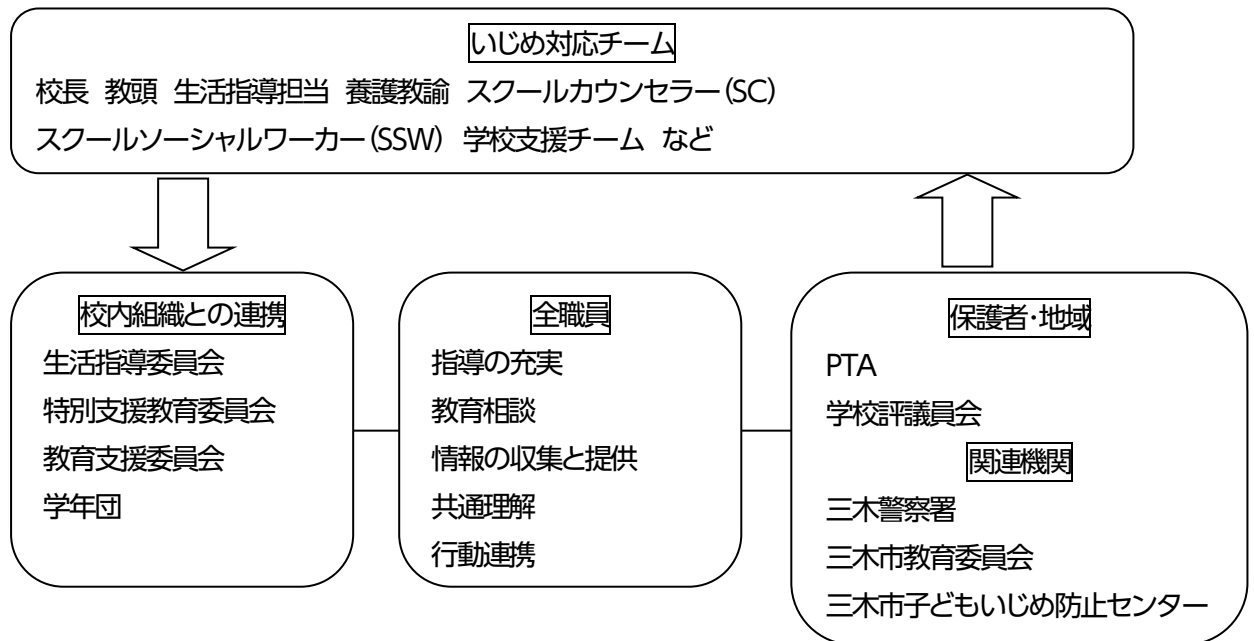
- ・かかわりを密にし、子どもたちからのサインを見逃さないように留意する。
- ・「心の健康観察（生活アンケート）」を実施した上で、「心の健康相談」を年3回（4月は生活アンケートのみ実施）設定し、担任が児童一人ひとりの内面理解に努め、情報の共有化を図る。
- ・「三木市子どもいじめ防止センター」をはじめとする学校内外にある複数の相談窓口についても周知徹底する。
- ・参観日等の場を活用し、保護者や人の目の垣根隊をはじめとした地域の住民、関係機関等に「人権への取組」を参観していただき、いじめ問題に関する活動について啓発を行い、理解と協力を求める。
- ・学校評議員会・学校関係者評価委員会の活用、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進等、地域との連携により、保護者をはじめとする多くの方からいじめについての情報を得やすい体制づくりに努める。

(4) いじめ事案への対応と組織について

- ・いじめの兆候やいじめと疑われる事案を発見した場合、報告・連絡・相談そして確認を確実にを行い、校長・教頭・生活指導委員会を中心に「いじめ対応チーム」を組織し、聞き取りの記録から課題や指導の方向性を見つけ、組織的、多面的に対応を行う。なお事案によっては、必要に応じて SC や SSW、学校支援チームに参加を依頼し、専門的な立場から指導方針や対応方法への助言をいただく。
- ・ネットいじめについては、原因となるネット環境は家庭にある場合が多く、学校での対応に加えて、家庭での対応についても協議しながら進めていく。ネットいじめを発見したときには、書き込みや画像の削除等、専門的な機関と連携して迅速な対応を行う。

いじめ対応チーム

いじめ問題が発生した場合には、校長・教頭がチームを召集する。



(5) 重大事態への対応

① 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、例えば、身体に重大な障害を負った場合や精神性の疾患を発症した場合、所有する物品および金品等に重大な被害を被った場合等が想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、適切な調査を実施し、学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったとの申し立てがあった時は、校長が判断する。

② 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織と連携し、事態の解決に向けて対応する。

3 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組と年間計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	職員会議 生活指導委員会 ・基本方針の確認 ・いじめ対応マニュアルの確認 ・年間推進計画立案	人権教育の年間計画 道徳教育の年間計画 情報教育の年間計画 緑小ルール10の啓発	心の健康観察週間 (アンケート中心に) なかよし言葉運動
5月	生活指導委員会 <u>職員研修</u> ※配慮児童について	人権ポスター・人権作文	
6月	生活指導委員会	いのちのおはなし	
7月	生活指導委員会 巡回パトロール		心の健康観察週間 (アンケート、面談)
8月	<u>職員研修</u> ※いじめ対応 巡回パトロール		
9月	生活指導委員会	人権参観 教育講演会	
10月	生活指導委員会		心の健康観察週間 (アンケート、面談)
11月	生活指導委員会		
12月	生活指導委員会 <u>職員研修</u> ※配慮児童について		
1月	生活指導委員会 本年度の反省①		心の健康観察週間 (アンケート、面談)
2月	生活指導委員会 本年度の反省②	1年間の成長を見つめる (総合、生活科等の発表)	
3月	生活指導委員会 本年度のまとめ 来年度への課題検討 基本方針の見直し		